

令和5年10月31日

能美市議会議長 田中 策次郎 様

議会活性特別委員会

委員長 山 下 毅

### 令和5年度 能美市議会基本条例の検証・調査報告について

議会活性特別委員会において実施いたしました、能美市議会基本条例の検証・調査結果を下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1. 検証の経緯について

能美市議会基本条例第27条において、「議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。」と規定しているものの、本条例が平成26年に施行されて以降、その目的が達成されているかどうかを検証した経過はなかった。

そこで、本市議会のあり方を示す重要な条例である議会基本条例の目的達成状況については検証を行う必要があるとの判断により、令和2年3月23日（令和2年第1回議会定例会）に議会基本条例検証調査特別委員会が設置された。

議会基本条例検証調査特別委員会では、議会基本条例の目指すものとその意味に改めて触れ、条文ごとの目的達成に向けた新たな取組の必要性と可能性を協議した結果として、議会基本条例検証実施要綱の制定等についての提言が行われ、それらの検討を当委員会が引き継ぐこととなった。

これを受けて当委員会では、議会基本条例の条文全てに渡って検証を実施することとし、これまで協議を重ねてきたところである。

#### 2. 検証体制について

議会基本条例の検証は、以下の議会活性特別委員会委員で行った。

議会活性特別委員会（令和3年11月11日から）

職名	氏名
委員長	山下 毅
副委員長	今尾 晃司
委員	山本 悟
委員	仙台 謙三
委員	北村 周士

### 3. 検証の取組状況について

当委員会による議会基本条例の検証の取組状況は、以下のとおりである。

検証回	開催年月日	検証内容
1	R4. 1. 12	議会基本条例検証実施要綱について① 前回の議会基本条例検証シートの確認について
2	R4. 2. 9	議会基本条例検証実施要綱について②
3	R4. 4. 1	議会基本条例検証実施要綱の施行
4	R5. 7. 26	議会基本条例検証シートの作成を全議員に依頼
5	R5. 8. 25	議会基本条例検証シートの取りまとめ結果について
6	R5. 9. 13	議会基本条例検証・調査報告書について①
7	R5. 10. 11	議会基本条例検証・調査報告書について②

### 4. 検証方法について

#### （1）検証手順について

議会基本条例の検証については、以下の手順で実施した。

なお、検証は議員改選後2年に1度実施するものとする。

手順	項目	内容
1	検証方法の決定	検証手順、スケジュールを決定した。
2	検証チェックシートによる自己評価	「能美市議会基本条例検証シート」により、全条文の実施状況評価及び管理評価並びに今後必要な取組について議員個別に調査した上で、議会活性特別委員会が取りまとめた。
3	議会活性特別委員会としての評価と今後必要な取組事項の決定	上記調査結果を基に、議会活性特別委員会において各条文を分野別に区分し、条文規定の実績の検証と評価を重ね、今後必要な取組事項を決定した。

## (2) 評価区分について

議会基本条例の評価については、全条文（前文を除く）を対象として条項号ごとに評価を行い、その際に使用する評価区分は、達成度を測る「実施状況評価」、条例改正の要否を測る「管理評価」の2区分とし、評価基準は次のとおりとした。

### ① 実施状況評価

実施状況評価は、現在の条文に規定する目的がどれだけ達成できているかを測るものであり、その評価として、次の表のとおりそれぞれの達成度合に応じて「A」～「C」もしくは「－」のいずれかを付す。

評価	達成度合い	評価基準
A	達成	概ね（8割程度）その目的を達成した
B	一部達成	一部（5割程度）その目的を達成した
C	未達成	目的を達成できなかった（3割以下）
－	対象外	検証の対象外とする

### ② 管理評価

管理評価の基準は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して条文改正が必要か否かを測るものであり、その評価として、次の表のとおりそれぞれの改正要否に応じて「1」～「4」のいずれかを付す。

評価	評価基準
1	条文に従い、これまでどおり取り組んでいく
2	達成に向けて今後の取組みを検討する
3	条文の改正を検討する
4	その他

## 5. 検証結果について

当委員会では、全議員から提出された「能美市議会基本条例検証シート」の調査結果を基に、条項号ごとに実績の検証と評価を実施したところであり、その結果は次のとおりである。

また、併せて決定した今後の取組事項についても付記する。

### 第1条 目的

条文	第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会が合議制機関の特性を活かし、責任を持って最良の意思決定を行えるよう議会及び議員の活動の原則等を定めることにより、市民との信頼関係の下、活力あるまちづくりの推進及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。	
実施状況 評価	合議制機関としての役割が弱く、市民に信頼される議会になっているかを再確認する必要がある。	評価 A
管理評価	—	評価 1
取組事項	・合議制機関として、しっかりと審議を行い、今後とも市民に信頼される議会になるための積極的な取組を行う。	

### 第2条 定義

条文	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する個人及び法人をいう。</p> <p>(2) 議会 能美市議会をいう。</p> <p>(3) 議長 議会の議長をいう。</p> <p>(4) 議員 議会の議員をいう。</p> <p>(5) 市長 能美市長をいう。</p>
----	---

実施状況 評価	—	評価
		A
管理評価	・「住所を有する」は住民であり、市民の定義を検討すべきではないか。	評価
		1
取組事項	—	

### 第3条 議会の役割と活動の原則

条文	<p>第3条 議会は、その活動に関する情報公開を積極的に推進するとともに、公正性かつ透明性を確保し、市民に信頼される分かりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるため、自らの議決及び議会運営に対する説明責任を認識し、市民とともにまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>3 議会は、二元代表制の下、市長等の事務執行について監視及び評価を行うとともに、建設的な政策立案及び議案の提出権を通じて市民の福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。</p>	
実施状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開では、年4回発行の議会だよりで報告しているほか、令和4年6月からは本会議のYouTube配信を実施するなど積極的に行っている。</li> <li>・広聴では、市民との意見交換会を開催しテーマに沿った意見が出ているが、応募者が少なく、また出された主な意見への対応の報告も課題である。</li> <li>・市長等の事務執行の監視及び評価する力が弱く、議会としての政策立案の仕組みがない状況である。</li> </ul>	評価
		B
管理評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開について、公開までの期間をより早くすることが必要である。</li> <li>・住民参画の方途と説明責任のあり方を検討するとともに、市民と共に取り組むことを制度化し実施した方が効果的ではないか。</li> </ul>	評価
		1
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりが読まれているのか現状を把握するとともに、より魅力のある紙面づくりを目指していく。</li> <li>・議員間討議により議論も深めると同時に、議員個々の政策能力を高めていく。</li> </ul>	

### 第4条 議長の役割と活動の原則

条文	<p>第4条 議長は、議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務を統理し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。</p>	
実施 状況 評価	・議長職を全うしていると考える。	評価
		A

管理 評価	—	評価 1
取組 事項	—	

## 第5条 議員の役割と活動の原則

条文	<p>第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議会活動においては議員相互間で議論を尽くし、最善の合意形成に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見や要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽に努め、政策的議論を通じて市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。</p> <p>3 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。</p>	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が言論の府であり合議機関であるという認識が弱く、議員間での議論が少ない。</li> <li>・全議員が議員間討議の目的、内容を理解できていない。</li> <li>・市民の意見を聴く機会の創出が不足している。</li> <li>・まだまだ一部団体、地域にとらわれている傾向がある。</li> <li>・現在議員間討議を検討中であるから引き続き進めたい</li> </ul>	<p>評価</p> <p>B</p>
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議を含む議員間討議などが制度化されていない。</li> <li>・市民から意見を聴いても、その解決手段が明確になっていない。</li> <li>・重要な案件については、さらなる熟議が必要と思われる。</li> <li>・会派を超えた政策形成が必要である。</li> <li>・様々な団体等との接点を探る必要がある。</li> </ul>	<p>評価</p> <p>2</p>
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員間討議の実施に向け、条例改正や実施要綱を制定する。</li> <li>・議長の実務で議会基本条例の趣旨の学習及び周知を年一回は行う。</li> <li>・各種会合や研修会に、積極的に参加する。</li> <li>・議会主催での市民の声を聴く会だけでなく、聴いた意見、提言を議会サイクルのなかに、入れていく。</li> <li>・地域だけの視点でなく、広域的な視野で行動を行う。</li> </ul>	

## 第6条 会派の活動の原則

条文	<p>第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。</p> <p>3 会派は、政策の立案、決定又は提案を行うための調査及び研究に努めるものとする。</p> <p>4 会派は、議員活動を円滑に行うため、必要に応じその会議を開催し、意見調整を行うとともに、会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>
----	---

実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派としての政策や理念を共有した活動は少なく、政策立案もしていない。</li> <li>・会派内での意見調整、合意形成が不十分で。</li> </ul>	評価
		C
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派代表者会議の意義が乏しい、構成員の変更が必要ではないか。</li> <li>・会派の見直しも今後検討が必要である。</li> </ul>	評価
		2
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意形成を図るため、議員間討議の充実・推進を図る。</li> <li>・会派内会議や会派内での研修を開催する。</li> </ul>	

## 第7条 危機管理の原則

条文	<p>第7条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、市長等と協力し、災害等の発生時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、災害等の不測の事態が発生し、又はそのおそれがあるときは、必要に応じ、議員による協議又は調整を行うための会議を開催する。</p> <p>3 議会は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、その状況を調査し、市民の意見等を的確に把握するとともに、必要に応じ、市長等に対し提言又は提案を行う。</p> <p>4 議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会等に参加することにより、積極的に知識及び技能の習得に努めるものとする。</p>	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策と消防活動への充実を視野に、災害対応への意識を高めている。</li> <li>・昨年の大雨災害も含めて、これまで招集による会議が行われたことがない。</li> <li>・講演会等への参加など議員により活動に個人差があり、まだまだ意識が希薄と思われる。</li> </ul>	評価
		B
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政からの情報を迅速かつ的確にお願いできないか。</li> <li>・平時から災害対応への議会の役割などを学ぶ機会が必要。</li> <li>・災害頻度の増加に伴い議員の果たすべき役割や現地での活動の仕方を再考すべきではないか。</li> </ul>	評価
		2
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線状降水帯等の大規模な災害が予測された時点で、職員のみならず議員も招集し、役割の徹底を図る。</li> <li>・議員研修を定期的実施し、対応強化を図る。</li> <li>・防災士の取得を推進する。</li> </ul>	

## 第8条 議会活動の公開

条文	<p>第8条 議会は、本会議のほか、委員会を原則として公開とする。</p> <p>2 議会は、市民に対して議会活動に関する情報公開を積極的に推進し、市民の信頼度を高めるとともに、十分な説明責任を果たさなければならない。</p>	
----	---	--

実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議は傍聴体制をとっており、本会議は原則公開、委員会は要望があれば公開しているが、委員会への市民の傍聴者がいない。</li> <li>・「なるほど議会」の放映や議会報告会を開催している。</li> <li>・市議会だよりの充実を進めている。</li> <li>・360度カメラによる委員会の配信を準備している。</li> </ul>	評価
		B
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が議会に関心を持ってもらう努力が必要。</li> <li>・情報公開においては、公開までの期間をより早くすることが必要。</li> </ul>	評価
		1
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会への傍聴を増やすため、本会議と同様に周知する。</li> <li>・YouTubeによる委員会の公開をきっかけに、市民にアピールする。</li> </ul>	

## 第9条 市民の議会活動への参画

条文	<p>第9条 議会は、市民との意見交換の場を設けるほか、その活動に参画する機会を確保し、市民の意思を議会活動に反映するよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情の審査においては、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けることができる。</p>	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会は、市民全体を年1回、各種団体等と年3回実施している。</li> <li>・市民との意見交換会では、自主的に参加される人数が少ない。</li> <li>・公聴会や参考人制度の活用事例が無い。</li> <li>・これまで請願及び陳情の審査での提案者の意見を聞いたことがない。</li> </ul>	評価
		B
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報広聴特別委員会のみならず、全議員で話し合うことが解決策につながるのではないかと。</li> </ul>	評価
		1
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニター制度の活用など市民参画の充実を図る。</li> <li>・政策サイクルにのせることができるよう、委員会の役割、体制の強化をする。</li> </ul>	

## 第10条 広報機能の充実

条文	<p>第10条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心が持てるよう努めるものとする。</p>	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会だより、ケーブルテレビ、YouTubeなど多彩な媒体により広報を行っている。</li> <li>・市議会だよりではフルカラー化や市民参加の紙面づくりを実施している。</li> </ul>	評価
		A
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSの活用を検討すべき。</li> <li>・市議会だよりについて内容充実の議論と、市民へのPR活動を図るべき。</li> </ul>	評価
		1
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会だよりのフルカラー化を機に、市民の関心度UPに努める。</li> <li>・広報広聴特別委員会の位置付けと体制の強化を図る。</li> </ul>	

## 第11条 議会と市長等との関係

条文	<p>第11条 議会と市長等との関係は、次に掲げるところにより、常に適切な緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 議会の会議における一般質問では、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答式で行うことができる。</p> <p>(2) 市長等は、議会の会議又は委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための質問をすることができる。</p>	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問では一問一答方式が採用されている</li> <li>反問権については、正式な場での実施はない。</li> </ul>	評価
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>論点、争点を深める質問が難しい</li> </ul>	B
管理評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の新聞報道の在り方、情報の開示方法について再検討すべき。</li> <li>一般質問の持ち時間 50 分間の是非。</li> <li>市長の反問権を認めることにならないか。</li> <li>反問権に関しては過度な行使や乱用につながる事が懸念される。</li> </ul>	評価
		1
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長の反問権を認める。</li> </ul>	

## 第12条 議会審議における論点情報の形成

条文	<p>第12条 議会は、市長等が実施しようとする重要な政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景及び提案に至るまでの経緯</p> <p>(2) 政策等の形成過程における市民参加の有無及びその内容</p> <p>(3) 他の自治体の類似政策との比較検討の有無及びその内容</p> <p>(4) 能美市総合計画との整合性</p> <p>(5) 政策等の実施に係る関係法令及び条例との整合性</p> <p>(6) 政策等の実施に係る財源措置</p> <p>(7) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p>	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行部からの情報開示不足は否めない。</li> <li>執行部から十分な説明がなされてなく、細部の検討有無は計り知れない。</li> <li>執行部からいきなりの提案が多く、論点議論が出来ていない。</li> <li>決算報告及び審査は検証不足である。</li> <li>重要な政策等で事前協議の場がない。</li> </ul>	評価
評価		B

管理 評価	・会期中の日程が詰まり過ぎているのでは。	評価
	・決算における政策評価について具体的に分かりやすい説明が必要。	2
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算の施策・事業の説明書の添付など情報開示を要求していく。</li> <li>・政策等調整会議の設置。</li> <li>・まずは議員間討議の制度を確立し、議論しながら必要に応じて改善を行う。</li> </ul>	

### 第 13 条 予算及び決算における政策説明資料の作成の要請

条文	第 13 条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定の例により施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長に求めることができる。	
実施 状況 評価	・新規政策等の積算根拠資料の提出がない。	評価
	・予算説明書や決算説明書は施策・事業の説明資料がなく、予算決算の説明会の説明が分かりにくい。	B
管理 評価	・事務事業評価の内容を公表すべき。	評価
	・「市長は、〇〇を行わなければならない」と条例の文面を修正することも必要ではないか。	2
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な施策の成果を説明する具体的で分かり易い説明資料の提出を求める。</li> <li>・執行部に対して粘り強い対話と交渉を続けていくしかない。</li> </ul>	

### 第 14 条 議員の文書での質問

条文	第 14 条 議員は、議長を経由して市長等に対して文書での質問を行うことができる。この場合において、市長等は、議長を通じて文書による回答を行うものとする。	
実施 状況 評価	・過去に一度だけ一般質問を欠席した議員の質問を「文書質問」として行われたことがあり、文面にて回答がなされた。	評価
		A
管理 評価	・これからの検証項目ではないか。	評価
	・一般質問と文書質問の併用が課題となる。	1
取組 事項	・申し合わせでの取り決めに順守する。	

### 第 15 条 議決事件の拡大

条文	第 15 条 議会は、その意思決定及び監視の機能の向上を図るとともに、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。	
実施 状況	・議決権の拡大について協議検討はされていない。	評価
	・専決処分が目につく感じがする。	B

評価		
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡大すべき案件が、課題として見出されていない可能性があるのではないか。</li> <li>・ むやみに拡大するのではなく、議会で必要性を協議することが必要。</li> </ul>	評価 1
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想に基づく基本計画の策定、議会の政策形成能力を高める。</li> </ul>	

## 第 16 条 専門的知見の活用

条文	第 16 条 議会は、法第 100 条の 2 の規定により議案の審査及び市政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設けることができる。	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政の課題に関する調査を議会で追う事例が少ない。</li> </ul>	評価 B
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算または制度化について、もしくは日程的な課題があるのではないか。</li> <li>・ 興味や監視のある案件、議論が必応な案件について、積極的な活用がなされるべきである。</li> </ul>	評価 1
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案件により調査機関を設ける。</li> </ul>	

## 第 17 条 委員会の適切な運営

条文	<p>第 17 条 委員会は、広範多岐にわたる市政の課題をその専門性と特性を活かし、合理的かつ能率的に調査し、及び審査するよう努めなければならない。</p> <p>2 委員会は、政策の論点又は争点が明らかになるよう議論を深めるものとする。</p>	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月常任委員会が開催されているが、「合理的かつ能率的」な調査や審査が行えているとは言い難い。</li> <li>・ 各委員会においてテーマを掲げ、年間スケジュールにより進めている。</li> <li>・ 議論を深める以前に、議論が行えていない。</li> <li>・ 議員間討議の導入を準備している。</li> </ul>	評価 A
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長と副委員長のみが調査研究の段取りを行い、文面を作成することが望ましいかを検討すべき。</li> <li>・ 委員長報告を行政は重視する必要があるのではないか。</li> <li>・ 常任委員会を時間割制で長くするべき。</li> </ul>	評価 2
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 絶えず創意工夫を行い、委員総員による調査研究を行う。</li> <li>・ 現在協議中の議員間討議を契機に、活用とさらなる展開を図る。</li> </ul>	

## 第 18 条 議員研修の充実強化

条文	第 18 条 議会は、議員の資質向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、議員研修の充実強化にあたり、広く各分野の学識経験を有する者及び市民等を含めたものを開催するものとする。	
実施 状況 評価	・各議員努力している。 ・議会としての研修も実施されたが、まだまだ不十分であると思う。 ・研修後の成果確認が難しい。	評価 A
	管理 評価	・年 1 回の議員研修会では強化されないのでは。 ・国や県ではなく、市として取り組む内容の研修が求められる。
取組 事項	・研修参加により議員の資質向上を図る。	

## 第 19 条 議会図書の適正管理

条文	第 19 条 議会は、その調査活動に資するための各種資料その他の刊行物の適正な管理を図り、機能の充実に努めるものとする。 2 前項に掲げる各種資料その他の刊行物は、一般の利用に供することができる。	
実施 状況 評価	・積極的な活用が出来ていない。 ・議会図書はあるが、現状では条例の文面に値する内容となっているとは言い難い ・現状では、一般利用者への案内が行われているとは言い難い。	評価 A
	管理 評価	・必要性が感じられていないのではないかと。 ・議会図書を論議されたことが無い。 ・議会図書室の環境整備が必要ではないかと。 ・市民に議会図書の認識があるのか。 ・議員には貸出可能でも、一般利用者には館内閲覧のみとしたり、貸出期間を異なるものにする事も検討すべきではないかと。
取組 事項	・有益な刊行物の活用を図る。 ・議会事務局および議員控室の物理的近距离に配置すべき資料を整理・確保し、整備する。 ・市内 3 図書館と連携協力し、他にも必要と思われる資料、図書、定期刊行物、新聞などを配備しておくべきである。	

## 第 20 条 議会事務局の機能の強化

条文	第 20 条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、その活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実を図るものとする。	
実施 状況 評価	・先進地視察への調整、同行を行っている。 ・事務局職員の人数が少なく、事務局負担が多いと感じる。 ・専門職としての資質向上のゆとりがない。	評価 B

管理 評価	・事務局職員のあるべき姿について議会が十分に検証し、人員や予算要求を行う必要があるのではないか。	評価 2
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会シンクタンクの設置を検討する。</li> <li>・AI や ICT などのツールを議員各人が活用し、少ない労力で必要な「調査機能」と「法制執務能力」を補う。</li> </ul>	

## 第 21 条 議員の政治倫理

条文	<p>第 21 条 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。</p> <p>2 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として公正、誠実及び清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。</p>	
実施 状況 評価	・使命の達成に努めていると認識している一方、全議員が高い倫理観を持っているとは思えない。	評価 A
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例見直しの必要性がある。</li> <li>・議員各位の倫理観に任せざるを得ない。</li> </ul>	評価 1
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに徹する。</li> <li>・ワーキンググループ等を立ち上げる。</li> <li>・議員倫理に対するセミナーや勉強会を実施する。</li> </ul>	

## 第 22 条 議員の定数

条文	<p>第 22 条 議員の定数に関しては、別に条例で定める。</p> <p>2 議員の定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、人口、面積、市の将来計画及び行財政改革の視点等を十分に考慮し、市民の意見を参考にするものとする。</p> <p>3 議員の定数に係る条例の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年 10 月選挙で 18 人から 16 人に定数を減らした。</li> <li>・現在の定数が妥当と考える。</li> </ul>	評価 A
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き適正な定数について議論が必要。</li> <li>・これ以上の定数削減は委員会運営上と議案審議上に問題があると考ええる。</li> </ul>	評価 1
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の役割を市民に伝えていく。</li> </ul>	

### 第 23 条 議員の議員報酬

条文	<p>第 23 条 議員報酬に関しては、別に条例で定める。</p> <p>2 議員報酬の改正に当たっては、委員会又は議員が提出する場合は、市民の意見を参考に するものとする。</p> <p>3 議員報酬の条例の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合 を除き、明確な理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例制定以降はまだ改正がなされておらず経験がない。</li> <li>・ 現在、議会運営委員会協議会で協議中である。</li> <li>・ 現状でよい。</li> </ul>	<p>評価</p> <p>B</p>
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「議員のなり手不足」解決のための今後議論が必要。</li> <li>・ 市民の意見をどのように聴取するかが課題。</li> </ul>	<p>評価</p> <p>2</p>
取組 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の理解を深めていく。</li> <li>・ 議員報酬の増額。</li> </ul>	

### 第 24 条 政務活動費

条文	<p>第 24 条 政務活動費に関しては、別に条例で定める。</p> <p>2 議員は、市政の調査研究その他市民福祉の増進に資するために交付を受けた政務活動 費に関し、その執行及び証拠書類の作成及び保管は、厳格を期するものとする。</p>	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正であるか不明である。</li> <li>・ 厳格に執行されている。</li> </ul>	<p>評価</p> <p>A</p>
管理 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IT などの機器に対し議員と個人との案分が難しい場合が増えていると感じ る。</li> </ul>	<p>評価</p> <p>1</p>
取組 事項	—	

### 第 25 条 最高規範性

条文	<p>第 25 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する 議会の条例又は規則を制定してはならない。</p> <p>2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やか に、この条例の研修を行わなければならない。</p>	
実施 状況 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例は必要不可欠と考える。</li> <li>・ 改選後に「新人」議員のみ研修が行われており、研修を行う機会がない。</li> </ul>	<p>評価</p> <p>A</p>
管理 評価	—	<p>評価</p> <p>1</p>

取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・能美市議会基本条例を遵守する。</li> <li>・全議員への研修を実施する。</li> </ul>
------	--

## 第26条 議会改革の推進

条文	第26条 議会は、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、市民の議会への関心が高まるよう常に議会改革の推進と議会運営に取り組まなければならない。	
実施状況評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例により引き続き検討している。</li> <li>・少しずつであるが進んでいる。</li> <li>・まだまだ不足しているのではないか。</li> <li>・議会改革に議員間で温度差があり、消極的な議員もいる。</li> </ul>	評価
		A
管理評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の議会関心が高める努力が必要。</li> </ul>	評価
		1
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証、見直し、改革を継続する。</li> <li>・議会改革の実態を広報で知らせる。</li> <li>・評価と改善のシステム化、市民へのアピール、市民を巻き込む取組を実施。</li> <li>・全議員が議会改革に協力的になるよう働きかける。</li> </ul>	

## 第27条 検証及び見直し

条文	第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。	
実施状況評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時見直しを行っていないが、2年に1回は調査を実施している。</li> </ul>	評価
		A
管理評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意形成を諮ることが課題である。</li> <li>・最高規範である議会基本条例の理解度が薄いのではないか。</li> </ul>	評価
		1
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会を開催し、相互の理解度を高める。</li> </ul>	

## 6. 検証結果のまとめについて

以上の結果を踏まえて、項目区分ごとに実施状況評価と管理評価をまとめた検証結果は、次の一覧表のとおりである。太枠で示したとおり、実施状況評価ではB評価が12、C評価が1つとなり、管理評価では2評価が8つとなった。これらの項目については、今後、改善に向けた取組や条文改正の検討が必要と考える。

章	個別条文	実施状況評価	管理評価
第1章 総則	第1条 目的	A	1
	第2条 定義	A	1
第2章 議会及び議員の役割と活動の原則	第3条 議会の役割と活動の原則	B	1
	第4条 議長の役割と活動の原則	A	1
	第5条 議員の役割と活動の原則	B	2
	第6条 会派の活動の原則	C	2
	第7条 危機管理の原則	B	2
第3章 議会と市民との関係	第8条 議会活動の公開	B	1
	第9条 市民の議会活動への参画	B	1
	第10条 広報機能の充実	A	1
第4章 議会と行政との関係	第11条 議会と市長等との関係	B	1
	第12条 議会審議における論点情報の形成	B	2
	第13条 予算及び決算における政策説明資料の作成の要請	B	2
	第14条 議員の文書での質問	A	1
	第15条 議決事件の拡大	B	1
第5章 議会の機能強化	第16条 専門的知見の活用	B	1
	第17条 委員会の適切な運営	A	2
	第18条 議員研修の充実強化	A	1
	第19条 議会図書の適正管理	A	1
	第20条 議会事務局の機能の強化	B	2
第6章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬	第21条 議員の政治倫理	A	1
	第22条 議員の定数	A	1
	第23条 議員の議員報酬	B	2
第7章 政務活動費	第24条 政務活動費	A	1
第8章 最高規範性	第25条 最高規範性	A	1
第9章 議会改革の推進等	第26条 議会改革の推進	A	1
	第27条 検証及び見直し	A	1

## 7. 検証結果の総括について

今回の議会基本条例の検証においては、各条文に規定されている目的、手段等が達成されているのか、また条文の内容が時代に即したものになっているのかという点について、確認作業を進めてきた。

検証の中で明らかになったのは、議会の機能強化として、議員定数の減や予算決算常任委員会の設置による審議の充実化、意見交換会等の開催による市民参画と広聴の機会を創出したほか、議会報告会の開催や市議会だより・市議会ホームページの全面リニューアル、本会議・意見交換会のYouTube配信、政務活動費の用途公開などの情報公開において、積極的な議会改革の取組が数多く見られたことである。さらに、直近ではタブレット端末や電子採決、AI会議録システム、グループウェアの導入など議会運営の効率化に繋がる議会DXを推進していることも成果として挙げられる。

一方で、条例制定当時に協議の上、一部条例に明記されていた議員間での討議、委員会での専門的な識見の活用、質問・質疑の深掘りなど、言論の府と言われる議会としての根幹的な要素に真正面から取り組む機会がなく、議会及び議員個々の資質を向上させる機会を逸してきたことも事実である。

また、予算及び決算の審議においては、執行部から提供される資料が現状不足しているという共通認識を委員間において確認でき、議会としての説明責任が果たせる審議を行うためにも、執行部に対して、より分かりやすい詳細な資料の提供を求めていく必要があると改めて感じた。

今回の調査においては条文改正の必要性を検討するまでには至らなかったが、議員間での議論や合意形成を図るための仕組みが確立されていない現状を鑑みて、議員間討議についての内容を明文化し、議員間での熟議を推し進めるべきとの考えから、議員間討議の条文追加及び実施要綱の作成を行い、議長への答申を行うこととしている。

議会基本条例は、たとえ議会運営に関する最高規範であったとしても、常にその目的が達成されているかを意識することが重要であり、市民に開かれた議会の推進や市民の福利向上につなげるためにも、その見直しのサイクルを構築していかなければならないと再認識した次第である。

次回検証の2年後に向けて、これまで実行されなかった既定事項や新たに盛り込むべき議員間討議などの事項と真剣に向き合い、行動変容や議会基本条例の改正につなげていくことを決意し、この検証を終えることとする。